

市政記者クラブ 様

令和 8 年 7 月 31 日
総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121) 港区総務課 担当 畑中 (654-9610)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	令和 8 年 5 月 22 日（金）に金山駅付近の飲食店において飲酒した後、公共交通機関を利用して自宅最寄駅で降車し、駐輪していた自転車を翌 23 日（土）未明に運転していたところ、警察に酒気帯び運転（呼気アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上）として検挙されたもの。
被処分者の所属・ 補職・処分内容	港区主事 男性・30 代 停職 1 月
処分年月日	令和 8 年 7 月 31 日（金）